

(報道発表資料)



令和6年11月11日
京都市保健福祉局

担当：医療衛生推進室医療衛生企画課
電話：075-222-4271
担当：医療衛生推進室医療衛生センター
電話：075-746-7210

飼い犬に関する一部手続の電子申請・届出の受付開始

京都市では、令和4年1月に「京都市DX推進のための基本方針」を定め、行政手続のオンライン化を目指しています。

この度、狂犬病予防法に基づく申請・届出の一部について、新たにオンラインシステムからの電子申請・届出の受付を開始します。

1 受付開始日時

令和6年11月25日(月) 午前8時30分

2 新たに電子申請・届出が可能となる手続

- (1) 狂犬病予防注射済票交付申請
- (2) 犬の登録事項変更届出
- (3) 犬の死亡届出

※医療衛生センター及び各区役所・支所の医療衛生コーナーの窓口でも、従来どおり手続できます。

3 対象者

京都市に狂犬病予防法に基づく犬の登録をしている方

※マイクロチップを装着し、環境大臣指定登録機関に犬の登録をしている方は、「(2)犬の登録事項変更届出」及び「(3)死亡届出」の受付窓口が、京都市ではなく、環境大臣指定登録機関となります。

4 申請・届出方法

スマートフォン等で次の URL 又は二次元コードからアクセスし、手続を選択の上、オンライン申請・届出画面へお進みください。

- (1) 狂犬病予防注射済票交付申請

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000332242.html>



- (2) 犬の登録事項変更届出（公開開始日：令和6年11月25日（月））

URL : <https://ttzk.graffer.jp/city-kyoto/smart-apply/apply-procedure-alias/dog-notification-change>



- (3) 犬の死亡届出（公開開始日：令和6年11月25日（月））

URL : <https://ttzk.graffer.jp/city-kyoto/smart-apply/apply-procedure-alias/dog-condolences>



5 申請・届出の際に準備いただくもの

- (1) 狂犬病予防注射済票交付申請

- ・ 京都市での登録年度と鑑札番号又は環境大臣指定登録機関に登録しているマイクロチップ番号が分かる書類
- ・ 獣医師が発行した「狂犬病予防注射済証」
- ・ 決済用クレジットカード（※）
※ 注射済票交付手数料（650円／件）及び郵送料が必要

- (2) 犬の登録事項変更届出又は犬の死亡届出

- ・ 京都市での登録年度と鑑札番号が分かる書類
- ※ 手数料無料

6 申請・届出に関するお問合せ窓口

京都市保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生センター

| 担当（お住まいの行政区） | 電話番号 |
|-------------------------|--------------|
| 北東部方面担当（北区、上京区、左京区、東山区） | 075-746-7211 |
| 中部方面担当（中京区、下京区） | 075-746-7212 |
| 南東部方面担当（山科区、南区、伏見区） | 075-746-7213 |
| 西部方面担当（右京区、西京区） | 075-746-7214 |